

平成 18 年度農林水産物貿易円滑化推進事業  
海外貿易情報収集等基本調査・収集活動

# 我が国の農林水産物・食品輸出マニュアル

## —マレーシア編—

2007 年 3 月

農林水産省大臣官房国際部貿易関税チーム  
輸 出 促 進 室



# まえがき

本調査（海外貿易情報収集等基本調査・収集活動）は、農林水産省大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室の委託により、日本通運株式会社が実施し、その調査結果を本マニュアルに取りまとめた。

本マニュアルは、マレーシア向けに日本の農林水産物や食品の輸出を促進するため、輸出に関心をもつ生産者、企業および関係団体などに活用していただくことを念頭において、日本の輸出検疫手続、貿易決済方法、輸出通関・輸送、マレーシア側の輸入手続、マレーシア市場、および現地での輸入をスムーズにするための注意点等をまとめたものである。

本マニュアルを作成するにあたり、できるだけ正確を期したつもりであるが、執筆後の制度改正やサービス変更などにより、内容と実態とが異なる部分も出てくる可能性がある。実際に農林水産物・食品の輸出や販売を行う際には、事前に関係機関または輸入者へ照会する、あるいは関連法令を参照するなど、最新情報をご確認していただきたい。

2007年3月

## 本マニュアルの構成

通常、「輸出マニュアル」は輸出側の手続を述べるものである。しかし、それだけでよいのであろうか。本マニュアルは、サプライチェーンも意識して作成されている。

本マニュアルは、輸出貨物の発地（日本）から着地（マレーシア）までの全体の流れのなかで、各場面でどのような規制、制度が存在し、どのような手続が求められ、どのようなプロセスで商品が消費地まで輸送されるのかを明らかにすることとした。そのために、日本の輸出検疫、通関の制度的側面だけでなく、貿易手続や国際輸送手配も内容に加え、さらには現地の輸入プロセスまでも調査した。このようにして全体像を把握することで、現地の輸入者が円滑に輸入を行うために、輸出者がどのようなことを行えばよいのかといった視点をも加味した実務的なマニュアルを目指した。

本書は輸出入に関する内容（第1章から第5章）と、マーケティングに関する内容（第6章から第9章）の2部構成になっている。必要書式等の資料は各該当章に納めているので、参考にしていただきたい。

第1章から第5章では、発地の日本から着地のマレーシアまでのなかで、どのような規制、制度が存在し、どのような手続が必要とされ、どのようなプロセスで商品が着地まで輸送されるのか、実際の貨物の流れに沿って解説している。

第6章から第9章では、マレーシア市場のマーケティング調査の結果を説明している。マレーシア市場を見ると、日本食はブームのステージを経て、現在は定着のステージに入りつつある。その証拠として市内の日系百貨店や日系スーパーのフードコートでは、回転寿司店や日本食レストランが並び、多くの地元の人々が普段感覚でそれらを食している。一方、輸入品としての日本製品の小売販売の観点では、価格的なハードルを織り込んだ上でニッチ展開すると、今後も様々な機会が見えてくるであろう。そういった意味では、マーケティング活動が極めて重要となる。

さらに、ケーススタディーとしては、各県で輸出促進のために行われている取組みを取り上げ、マレーシア向けの輸出経験を積む中で、蓄積した情報についても紹介する。

## カテゴリーごとのマレーシアへの輸出可能性

カテゴリー		輸出可能性	コメント	マニュアル関連部分
動物製品	豚関連製品	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>マレーシア動物検疫局の検査手順に従えば、基本的には輸出可能。</li> <li>ただし、豚肉はイスラム教徒は食べないので、販売対象はイスラム教徒以外になる（衛生証明書が必要）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1章のV (P.25～28)</li> <li>第4章のI (P.75～76)</li> </ul>
	その他動物製品	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>牛肉、鶏肉は日本からは基本的に輸出していない。輸出していない主な理由は、牛・鶏はイスラム教徒も食べるので、ハラルの対象になるため。</li> <li>一方、日本国内ではマレーシアが認めるハラル認証機関が存在していない。また、肉の処理方法についてもイスラムの処理方法が求められる。</li> <li>以上の条件がクリアできなければ、基本的に輸出は難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1章のV (P.25～28)</li> <li>第4章のI (P.75～76)</li> </ul>
水産物		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に輸出可能（衛生証明書が必要）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1章のⅢ (P.17～18, 20)</li> <li>第4章のI (P.79～80)</li> </ul>
生鮮植物 (果物、野菜類)		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に輸出可能。</li> <li>現状では、日本植物検疫所の『植物検疫証明書』も不要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1章のⅢ (P.19)</li> <li>第4章のI (P.77～78)</li> </ul>
加工食品		△	<ul style="list-style-type: none"> <li>アルコールの輸出は可能であるが、輸入者に輸入ライセンス、販売者には販売ライセンスが必要。</li> <li>豚肉成分が入っている加工食品については、成分表示をはっきりさせなければならない。また、販売上は、ノン・ハラルのコーナーに陳列してイスラム教徒以外が対象になる（衛生証明書が必要）。</li> <li>その他動物成分が入っている加工食品についても成分表示をはっきりさせなければならない。また、販売上は、ノン・ハラルのコーナーに陳列してイスラム教徒以外が対象になる（衛生証明書が必要）。</li> <li>販売者の注意事項になるが、表示ラベルで注意が必要になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1章のV (P.25～31)</li> <li>第4章のI (P.70～74)</li> <li>第4章のⅡ (P.81～87)</li> </ul>

## もっと知りたい

1. マレーシアのマーケット特性を把握したい

⇒ 第6章のⅡ (P.102~105)

⇒ 第7章 (P.107~122)

⇒ 第9章 (P.126~132)

2. 輸出コストはどれぐらいかかるのか

⇒ 第3章のⅡ (P.63~65)

3. 輸入関税はどうなっているのか

⇒ 第1章のⅣ (P.21~24)

⇒ 第5章のⅠ・Ⅱ (P.89~92)

4. マレーシアにおける、日本製品のマーケティング・輸入者情報について知りたい

⇒ 第7章のⅢ (P.118~122)

5. 相手国の輸入規制はどうなっているのか

⇒ 第1章のⅡ (P.12~16)

⇒ 第4章のⅠ (P.71~74)

6. 日本での輸出規制はあるのか

⇒ 第1章のⅠ (P.2~11)

7. 貿易手続はどうすればよいのか

⇒ 第2章のⅠ (P.33~42)

9. 輸出貨物をだれに扱ってもら  
うか、輸出物流の流れを知り  
たい

⇒ 第2章のⅡ (P.43~44)

⇒ 第3章のⅠ (P.49~53)



8. 輸出の際に日本国内でどのよ  
うな書類を取得する必要がある  
のか

⇒ 第1章のⅢ (P.17~20)

⇒ 第10章 (P.134~144)

10. マレーシアに到着してからどの  
ような輸入手続が行われるのか

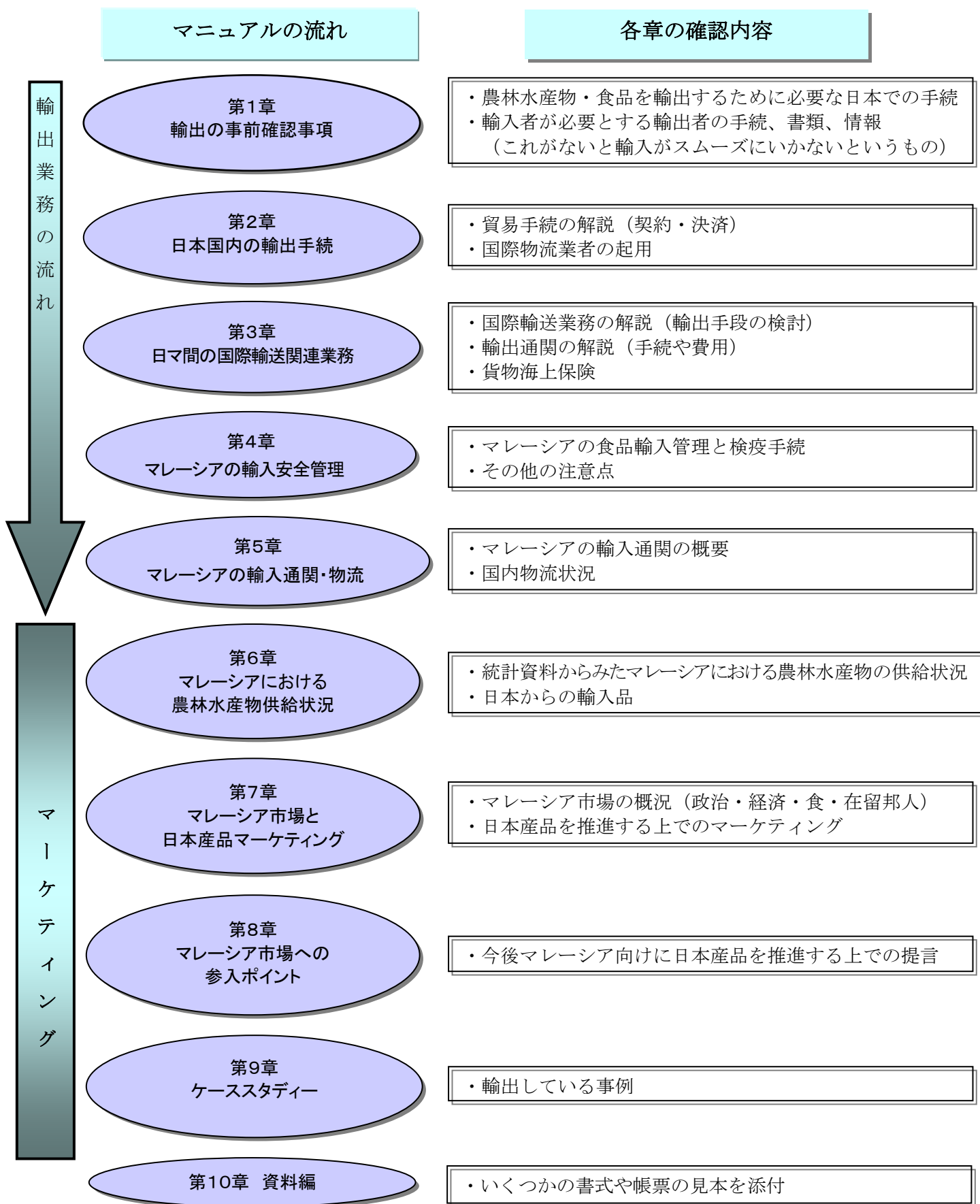
⇒ 第4章のⅠ (P.75~80)

11. マレーシアはイスラム教国で  
ある。ハラルとはどういうこと  
なのか

⇒ 第1章のⅤ (P.25~31)

12. 販売されるまで品質管理に大き  
く影響を与える物流環境はどう  
なっているのか

⇒ 第5章のⅣ (P.95~97)







# 目 次

<b>第1章 輸出の事前確認事項</b> .....	1
○ <b>本章のポイント</b> .....	1
I. 日本の輸出規制.....	2
1. 外国為替及び外国貿易法に基づく手続.....	4
2. 動物検疫の手続.....	6
3. 植物検疫の手続.....	10
II. マレーシアの輸入規制.....	12
1. 輸入製品に対する管理体制.....	12
2. 絶対的輸入禁止品目.....	13
3. 輸入ライセンスが必要な品目.....	13
4. 保護措置品目.....	14
5. 一定の条件のもとで輸入が認められる品目.....	14
6. 今後の管理・規制の方向性.....	16
III. マレーシアの検疫・通関を円滑に行うための日本での事前業務・手続.....	17
1. 動物製品の手続.....	18
2. 植物製品（野菜・果物）の手続.....	19
3. 水産物の手続.....	20
4. 加工品の手続.....	20
IV. EPA締結による注意点.....	21
1. 背景.....	21
2. 日マレーシア経済連携協定の特徴.....	21
3. 関税撤廃.....	21
4. 原産地規則と原産地証明.....	22
V. ハラル.....	25
1. イスラムの教え.....	25
2. イスラム法における「ハラル」（合法）と「ハラム」（非合法）.....	26
3. マレーシアにおけるハラル認証機関.....	26
4. 日本におけるハラルの問い合わせ.....	27
5. 小売市場において.....	29
<b>第2章 日本国内の輸出手続</b> .....	32
○ <b>本章のポイント</b> .....	32
I. 貿易手続を理解する.....	33
1. 貿易建値の決定.....	34
2. 信用調査と決済方法の決定.....	36

II. 輸出物流業者の選択 .....	43
<b>第3章 日本・マレーシア間の国際輸送関連業務</b> .....	45
○ <b>本章のポイント</b> .....	45
I. 輸出入手段・港湾の検討 .....	46
1. 輸出港・空港の検討 .....	46
2. 輸入港の決定 .....	47
3. 輸送航路の状況 .....	49
II. 船積手続の内容 .....	54
1. 海上輸送の手配（コンテナ輸送への対応） .....	54
2. 輸出・通関の流れ .....	56
3. 通関用書類の準備 .....	59
4. 通関後の処理 .....	61
5. 国際輸送運賃の仕組み .....	63
III. 保険 .....	66
1. 貨物海上保険とその留意点 .....	66
2. 船積までのリスクをカバーする保険 .....	67
3. 保険で填補できない危険と対処 .....	68
<b>第4章 マレーシアの農産物・食品の輸入安全管理</b> .....	69
○ <b>本章のポイント</b> .....	69
I. 輸入管理・安全管理 .....	70
1. 関連法と規則 .....	70
2. 管理関係機関 .....	71
3. 農林水産物及び加工食品の輸入管理 .....	73
4. 農林水産物の検疫管理 .....	75
II. その他の注意点 .....	81
1. 食品添加物の規制 .....	81
2. 食品表示ラベル .....	81
3. ハラルマークの添付 .....	84
4. パッケージやコンテナの規制 .....	85
5. 表示ラベルのサンプル .....	86
<b>第5章 マレーシアの農産物・食品の輸入通関・物流</b> .....	88
○ <b>本章のポイント</b> .....	88

I. 輸入に必要な税金	89
1. 関税の種類	89
2. 品目分類	89
3. 課税基準	89
4. 課税価格	90
5. 特惠等特別措置	90
6. 日マレーシア経済連携協定による関税撤廃の方向性	91
II. 関税以外の諸税	92
1. 物品税	92
2. 販売税	92
III. 輸入通関の概要	93
1. 通関の流れ	93
2. 所要時間	93
3. 必要書類	94
IV. 物流状況	95
1. 海上輸送中の温度	95
2. 温度帯管理ができる業者	97
<b>第6章 マレーシアにおける農林水産物供給状況</b>	98
○ <b>本章のポイント</b>	98
I. 農林水産物の状況	99
1. 農林水産物の位置付け	99
2. 農政の概要	100
3. 農水産物の自給率	101
II. 輸入農林水産物・食品の状況	102
1. マレーシアの輸入状況	102
2. 日本からの輸出状況	104
<b>第7章 マレーシア市場と日本産品マーケティング</b>	106
○ <b>本章のポイント</b>	106
I. マレーシアの概況	107
1. マレーシアの人口、面積、都市	107
2. ブミプトラ政策	108
3. マレーシアの政治・経済	109
4. マレーシア人の所得	111

5. 在留邦人の推移（在マレーシア日本大使館の調査より）	113
II. マレーシアの食文化	115
1. マレー料理	115
2. 中華料理	116
3. インド料理	116
4. 果物	116
III. 日本製品のマーケティング	118
1. セグメンテーション・ターゲティング・ポジショニング	118
2. 製品・価格・プロモーション・チャネル	120
<b>第8章 マレーシア市場への参入ポイント</b>	123
○ <b>本章のポイント</b>	123
<b>第9章 ケーススタディー（各地方自治体の取組み）</b>	126
○ <b>本章のポイント</b>	126
I. 各地方自治体の取組み	127
II. アドバイス	129
III. マレーシアとの取引状況	130
IV. 生産者や事業者の取組み	131
<b>第10章 資料編</b>	133

我が国の農林水産物・食品輸出マニュアル（マレーシア編）

---

発行 平成 19 年 3 月

発行所 日本通運株式会社

監修 株式会社日通総合研究所

〒105-8322 東京都港区東新橋 1 丁目 9 番 3 号